

沼津市産学共同研究支援補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、新技術の導入や技術の高度化を図ることを目的に、大学等との共同研究を実施した市内に事業所を有する中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和 62 年沼津市規則第 4 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者及び研究開発を行う団体等で市長が認めたものをいう。
- (2) 「大学等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、短期大学及び高等専門学校並びに国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人が設置する公設試験研究機関をいう。
- (3) 「産学共同研究」とは、中小企業者等が大学等と実施する共同研究をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等
- (2) 納期の到来した市税に未納がない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象事業は、市内に事業所を有する中小企業者等が行う産学共同研究で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 製品の開発又は改良に関する研究
- (2) 技術の開発又は改良に関する研究
- (3) 製造方法の開発又は改良に関する研究

(4) ソフトウェアの開発又は改良に関する研究

(5) その他市長が必要と認めた研究

(補助金の額及び補助の期間)

第5条 補助金の額は、中小企業者等が産学共同研究について大学等に支払う経費の2分の1以内の額とする。

2 補助金の額は20万円を限度とする。

3 補助の期間は、同一研究内容につき3年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(補助金の申請)

第6条 補助金交付の申請は1年度につき1中小企業者等当たり1回を限度とする。

2 中小企業者等が複数でグループを形成している場合は、グループを構成する中小企業者等のうち1社が当該グループの代表として補助金交付の申請を行うこととする。

3 規則第3条第1号に定める事業計画書は別記様式とする。

4 規則第3条第3号に定めるその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 大学等との共同研究に係る契約書の写し

(2) その他特に必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第11条第1号に定める事業実績報告書は別記様式とする。

2 規則第11条第3号に定めるその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 大学等からの請求書の写し

(2) その他特に必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月20日告示第35号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第6条、第7条関係）

事業計画（実績報告）書

1 共同研究		
2 申請者	名称・代表者	
	所在地・電話番号	住所 Tel
	設立年月日・資本金	年 月 日 円
	主要事業	
	従業者数	人
3 共同研究先 （高等専門学校・大学）	名称	
	所在地	住所 Tel
	担当教官等所属 氏名	学部科 職名 氏名
4 事業予定（実施期間）	年 月 日 ～ 年 月 日	
5 共同研究計画 （実績）内容		
6 役割分担		
7 その他		